

# 協力弁護士推薦サービス 申込書

私は、下記記載の事件等の処理について、第二東京弁護士会協力弁護士推薦サービスを利用して、協力弁護士の推薦を依頼します。依頼及び推薦にあたっては、同サービスの運営要綱の定めに従います。

## ① 事件等の特定

(1) 事件等の内容 ※詳細がある場合は、別紙に記入して下さい。

(2) 依頼者の属性・種別 ※企業、団体、個人など依頼者の特徴が分かる内容を記載して下さい。

申込みの段階では、具体的な依頼者名は特定しないで下さい。利益相反チェックは、協力弁護士の推薦後に行ってください。

(3) 委任事務の種類 ※協力弁護士に対して委任したい仕事の種類をチェックしてください。

- 共同受任  復代理  調査・報告  契約書作成・チェック  訴訟書類作成  
 その他 ( )

(4) 委任の内容 ※詳細がある場合は、別紙に記入して下さい。

(5) 委任の期間・納期 ※明確でない場合はおおよその期間・納期で結構です。

## ② 協力弁護士に関する希望 ※協力弁護士に求められる知識・経験等を特定して下さい。

希望に添う協力弁護士の推薦を保証するものではありません。

## ③ 報酬に関する希望

あくまで希望をお聞きするものです。実際の取り決めは協力弁護士と協議して決定して下さい。

着手金方式  着手 ( ) 円 (税込)  報酬 ( ) 円 (税込)  
 その他 ( )

時間制方式  30分当たりの金額 ( ) 円 (税込)  
 合計額が ( ) 円 (税込) を超えないものとする。

日当  1日当たりの金額 ( ) 円 (税込)

実費  事後的に精算  予納 ( ) 円

平成	年	月	日	登録 番号	氏名
----	---	---	---	----------	----



# 新しい事件を 受任したけど…

- ・時間がない
- ・やったことのない分野
- ・体力的にきついな
- ・後継者を探して手伝わせない

## 二弁の「協力弁護士推薦サービス」を 利用すると…

# こんな解決が 得られた!

- ✓ 若手弁護士が助けてくれた
- ✓ 詳しい弁護士の助言を得られた
- ✓ 自分の代わりに出廷してくれた
- ✓ いい後継者が見つかった



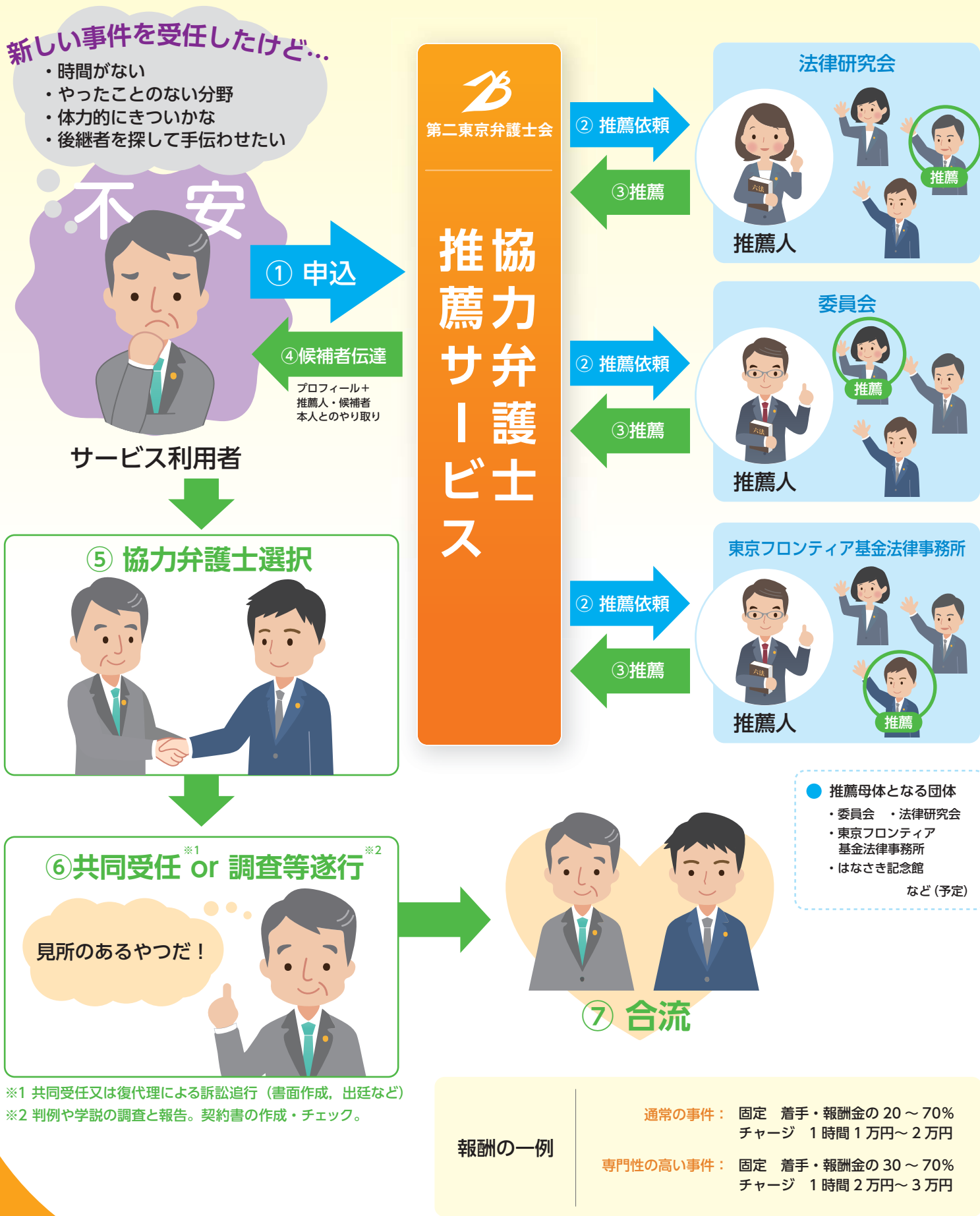
第二東京弁護士会の

# 協力弁護士推薦サービス

お問合せはこちらまで

第二東京弁護士会 弁護士業務センター 協力弁護士推薦サービス事務局  
電話: 03-3581-2259 メール: kyoben@niben.or.jp

# 協力弁護士推薦サービス 概要



※1 共同受任又は復代理による訴訟進行（書面作成、出廷など）  
 ※2 判例や学説の調査と報告。契約書の作成・チェック。

※本サービスは、弁護士業務センターのパイロット事業として開始し、当面、推薦団体は、下記の団体に限定されます。  
 弁護士業務センター、消費者問題対策委員会、東京フロンティア基金法律事務所、はなさき記念館、倒産法研究会、知的財産法研究会（予定）

## 協力弁護士推薦サービス 運用フロー

申 込	利用希望弁護士が申込書に必要事項を記入 申込書をセンターに提出（FAX、メール）	申込書（別紙①） ※本パンフレット裏面にもあります
審 査	当センターにて利用資格、依頼内容を審査	要綱 4 条
推薦人に通知	当センターで依頼内容を集約・マスキング 当センターから各推薦人に依頼内容を通知	要綱 7 条 3 項 推薦依頼書（別紙②）
協力弁護士集 募	各推薦人は不明点などをセンター等に照会 各推薦人は所属団体から相応しい弁護士を探す 候補者に直接意思確認又は広く公募する	要綱 7 条 5 項
応 募	興味を持った弁護士は不明点をセンター等に照会 弁護士が推薦人に対し応募の意思表示	要綱 7 条 5 項
推 薦	推薦人がセンターに対し協力弁護士を推薦	推薦書（別紙②）
希望者に通知	センターが協力弁護士の応募資格を審査 センターから利用希望弁護士に協力弁護士候補を通知	要綱 5 条
協力弁護士選 択	利用希望弁護士は協力弁護士について推薦人等に照会 利用希望弁護士は協力弁護士を1名ないし複数名選択	要綱 7 条 7 項
委 任 契 約	利用希望弁護士と協力弁護士間で協議して委任契約締結 委任契約の成否と内容をセンターに報告	委任契約書（別紙③） 成立報告書（別紙④）
委任事務履行		
終 了 報 告	委任事務が終了したときに顛末をセンターに報告	終了報告書（別紙⑤）

### 「協力弁護士推薦サービス」とは？（運営要綱要旨）

- 協力弁護士推薦サービス（以下「本サービス」といいます。）は、弁護士業務センター（以下「当センター」といいます。）が主催するパイロット事業です。
- 本サービスの目的は、①弁護士業務の円滑な承継、②共同事務所化を検討・指向する弁護士への情報提供、③専門性、時間及び労力を要する業務の支援、④若手弁護士の活躍機会の増進です。
- 本サービスの利用資格を有する者（以下「利用弁護士」といいます。）は、当会所属の弁護士です。ただし、会則等の違反者、懲戒審査中の者、会費滞納者など一定の除外事由がある者を除きます。
- 当会の委員会、法律研究会等（以下「推薦団体」といいます。）は、適切な弁護士を推薦する役割を担う推薦人を選定します。
- 利用希望弁護士は、所定の書式で依頼したい業務等を指定して、当センターに利用を申し込みます。
- 推薦人は、推薦団体に所属する弁護士の中に、利用希望弁護士の要望に合致する弁護士（以下「協力弁護士」といいます。）がいた場合は、その者を推薦します。
- 当センターは、協力弁護士を審査の上、協力弁護士に関する情報を利用希望弁護士に伝達します。
- 利用希望弁護士は、推薦人及び協力弁護士と情報交換して、協力弁護士に対する委任の可否及び内容を判断します。その際、利用希望弁護士は守秘義務違反とならないように注意します。
- 利用希望弁護士と協力弁護士間で委任に関して合意が成立した場合は、両者間で委任契約を締結します。当センターは、委任契約の成否及び内容について報告を受けますが、その締結及び履行については介入せず、責任を有しません。
- 協力弁護士は、誠実に委任事務を履行します。
- 委任事務の履行が終了したら、協力弁護士は、その遂行状況等をセンターに報告します。
- 委任事務終了後、利用希望弁護士と協力弁護士間で、その他の事件等の委任を継続して行うことは自由です。